

国際卓越研究大学への助成金に関する報告書の内容と会計処理（案）

I . 会計基準及び注解報告書（案）

第9_3 国際卓越研究大学固有の会計処理

1 国際卓越研究大学（国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号）第4条第5項に規定する国際卓越研究大学をいう。以下同じ。）が国際卓越研究大学研究等体制強化助成（同法第7条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成をいう。以下同じ。）を受領した時点では国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務として負債に計上し、当該使途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から収益に振り替えるなければならない。

2 国際卓越研究大学研究等体制強化助成によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

- (1) 当該資産が非償却資産であるとき、その金額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から資本剩余额に振り替える。
- (2) 当該資産が償却資産であるときは、その金額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益に振り替える。（注7_6）

<注7_6> 国際卓越研究大学研究等体制強化助成を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について

1 国立大学法人等が国際卓越研究大学研究等体制強化助成によって非償却資産を取得した場合においては、国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づく支出は須らく中期計画の想定の範囲内であり、国立大学法人等の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剩余额に振り替えるものとする。

2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から資本剩余额（非償却資産に係る国際卓越研究大学研究等体制強化助成を財源とした支出の場合）又は国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益（前記以外の支出の場合）に振り替えるものとする。

II. 具体的な会計処理（案）

Q 1－1 国際卓越研究大学研究等体制強化助成を財源に産業競争力強化法第21条の規定に基づき出資事業を行い、有価証券を取得した場合の会計処理はどうするのか。

A

国立大学法人等が国際卓越研究大学研究等体制強化助成を財源に、産業競争力強化法第21条で規定する出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の財産的基礎を形成すると判断しその実態が資本金と同様に財産的基礎と認められるため、資本剰余金に計上する。(Q 7 6－1 0 参照)。

① 国際卓越研究大学研究等体制強化助成を受けたとき。

(借) 現金及び預金 100 (貸) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務 100

② 国際卓越研究大学研究等体制強化助成により投資事業実施会社(株式会社)へ出資を行ったとき。

(借) 関係会社株式 100 (貸) 現金及び預金 100

(借) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務 100 (貸) 資本剰余金 100

Q 7 6－1 0 寄附金を財源に産業競争力強化法第21条の規定に基づき出資事業を行い、有価証券を取得した場合の会計処理はどうするのか。

A

国立大学法人等が寄附を受けて、産業競争力強化法第21条で規定する出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の財産的基礎を形成すると判断しその実態が資本金と同様に財産的基礎と認められるため、資本剰余金に計上する。(Q 1 9－4 参照)

① 寄附を受けたとき。

(借) 現金及び預金 100,000,000 (貸) 民間出えん金 100,000,000

② 当該寄附金により投資事業実施会社(株式会社)へ出資を行ったとき。

(借) 関係会社株式 100,000,000 (貸) 現金及び預金 100,000,000

Q 1－2 国際卓越研究大学研究等体制強化助成を財源として基準第78の特定の償却資産を取得することは可能か。

A

国立大学法人等の財産的基礎となる固定資産の取得については、出資による方法と施設費による方法が予定されていることから、国際卓越研究大学研究等体制強化助成により基準第78の特定の償却資産を取得することは予定されていない(Q 7 4－2 参照)。

Q 7 4－2 補助金等を財源として基準第78の特定の償却資産を取得することは可能か。

A

国立大学法人制度の基本的な仕組みとして、国立大学法人等の財産的基礎となる固定資産の取得については、出資による方法と施設費による方法が予定されており、補助金等による方法は予定されていない。したがって、補助金等により基準第78の特定の償却資産を取得することは予定されていない。

Q 2－1 国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関する附属明細書はどのように作成するのか。

A

標準的な様式は次のとおりである。

国際卓越研究大学研究等体制強化助成の明細

期首 残高	当期 交付額	当期振替額			期末 残高	摘要
		資本 剰余金	収益	その他		
100	300	10	200	-	190	

(記載上の注意)

- ① 「当期交付額」欄には、当期に交付された国際卓越研究大学研究等体制強化助成の額を記載すること（未収金計上額を含む。）。
- ② 「その他」欄には、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の返還がある場合等、当期振替額の各項目に該当しない項目の金額を記載するとともに、その内容について摘要欄に記載すること。
- ③ 収益計上額が損益計算書の国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益の額と一致しない場合には、その旨、その理由及びその金額を注記すること。

以上